平成２５年（フ）第１６９号
兵庫県姫路市飾磨区清水90―４　グランハイム清水102号室、住民票上の住所神戸市灘区友田町３丁目５番23号
債務者　新免　昌史
１　決定年月日時　平成25年３月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中野宗一郎
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８２５号
広島市安佐南区沼田町大字伴3576番地２
債務者　冨田　義雄
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　西本　聖史
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４号
徳島県海部郡海陽町小川字西桑原３番地12、旧住所徳島県海部郡牟岐町大字中村字杉谷26番地11
債務者　木村　紀子
１　決定年月日時　平成25年３月18日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　晋介
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月14日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２４年（フ）第２８３号
愛媛県松山市大手町２丁目３番地31
債務者　坂本　由紀
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高桑　リエ
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月28日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２９号
愛媛県松山市白水台４丁目３番地18
債務者　青木　信雄
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３０号
愛媛県松山市白水台４丁目３番地18
債務者　青木　栄子
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４７号
愛媛県松山市緑町２丁目６番地16　第二曙マンション201号
債務者　谷渕　秀朗
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森本　明宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月４日午後２時40分
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６１号
高知市神田207番地　船岡南団地Ｒ７―28号
債務者　松本めぐみ
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後２時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中橋　紅美
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月25日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２号
福岡県久留米市野中町1185番地１　アメニティハイツ杏栄館101号
債務者　石松　利一
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　富永孝太朗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年５月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第６６号
山梨県西八代郡市川三郷町市川大門1562番地６
債務者　齊木　文和
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斉藤　　圭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６７号
山梨県中央市西花輪4177番地14
債務者　齊木　廣義
１　決定年月日時　平成25年３月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　斉藤　　圭
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月７日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５４号
兵庫県明石市大久保町谷八木124番地の１　キィーロックハウス403号、前住所兵庫県明石市二見町西二見駅前３丁目55番地の11
債務者　吉田　憲生
１　決定年月日時　平成25年３月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士法人神戸シティ法律事務所
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月18日午前11時
５　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第４６１号
札幌市北区北25条西16丁目５番31号　イマージュ25―302号
債務者　江戸　　一
１　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　芝　　雄亮
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月３日午前10時
５　免責意見申述期間　平成25年５月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第１７４号
福岡市東区舞松原５丁目８番17―107号
債務者　栁取　孝信
１　決定年月日時　平成25年３月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８号
静岡県富士市中丸410番地の１　レオパレスシュンパテース107号、前住所静岡県富士市松岡1313番地の１　パストラル松岡Ａ―101号
債務者　吉田　優子
１　決定年月日時　平成25年３月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第６６号
愛知県豊田市平芝町７丁目26番地16　第２三芝ハイツ302号
債務者　川合　美香（旧姓市川）
１　決定年月日時　平成25年３月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月８日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係